

在宅医療・介護連携推進事業（多職種連携）協力者登録要領

1. 本要領の位置付け

市民が在宅医療や介護について理解し、必要なサービスを適切に選択できるよう、また市民が人生の最終段階におけるケアのあり方や在宅での看取りを理解することにより、住み慣れた地域や望む場所で最期まで暮らすことができるよう、市内7ブロックで実施する多職種連携協働による、在宅療養及びACP(人生会議)の推進を目的とした「市民啓発活動」及び「合同研修会」を円滑に実施するための、協力者の登録申請に係る留意事項等について定めるものである。

2. 協力者について

協力者は、大津市内において医療・介護に従事する専門職とし、名簿に登録した上で、ブロック活動などの参加を呼びかける。具体的には医師・歯科医師・薬剤師・保健師・看護師・管理栄養士・栄養士・歯科衛生士・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・義肢装具士・柔道整復師・あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・介護支援専門員・社会福祉士・精神保健福祉士・介護福祉士・訪問介護員・福祉用具専門相談員等を対象とする。

登録は個人毎に行う。

3. 活動エリア（ブロック）について

以下の7つのブロックを活動のエリアとする。

	ブロック名	担当あんしん長寿相談所 (地域包括支援センター)	大津市在宅医療・介護連携 拠点訪問看護 ステーション	学区
1	志 賀	小松あんしん長寿相談所 和邇あんしん長寿相談所	琵琶湖大橋病院訪問看護ステーション	小松、木戸、 和邇、小野
2	北 部	真野あんしん長寿相談所 堅田あんしん長寿相談所		葛川、伊香立、真野、 真野北、堅田、仰木、 仰木の里、仰木の里東
3	中北部	比叡あんしん長寿相談所 比叡第二あんしん長寿相談所	ヴィーナス 24 訪問看護ステーション	雄琴、日吉台、坂本、 下阪本、唐崎
4	中 部	中第二あんしん長寿相談所 中あんしん長寿相談所		滋賀、山中比叡平、 藤尾、長等、逢坂、中央
5	中南部	膳所あんしん長寿相談所 晴嵐あんしん長寿相談所	滋賀病院附属 訪問看護ステーション	平野、膳所、 富士見、晴嵐
6	南 部	南あんしん長寿相談所 南第二あんしん長寿相談所		石山、南郷、 大石、田上
7	東 部	青山あんしん長寿相談所 瀬田あんしん長寿相談所 瀬田第二あんしん長寿相談所		上田上、青山、 瀬田、瀬田南、 瀬田北、瀬田東

4. 協力者の募集

地域医療政策課は、長寿福祉課及びあんしん長寿相談所、大津市在宅医療・介護連携拠点訪問看護ステーション（以下、「拠点訪問看護ステーション」と記す。）の協力を得て、協力者としての登録申請やその方法等、幅広く周知を行う。

地域医療政策課は、医療・介護関係者に対して、登録申請用チラシ（登録用二次元コードと URL を記載したもの）と登録要領をメール配信するとともに、市ホームページにも登録申請用チラシと登録要領を掲載する。また、地域医療政策課及びあんしん長寿相談所、拠点訪問看護ステーションに登録申請用チラシを設置し、随時、医療・介護関係者に配布して登録を呼びかける。

5. 登録申請の方法

（１）大津市電子申請サービスの利用による申請方法

地域医療政策課からメールにて送付又は市ホームページに掲載する登録申請用チラシの二次元コードや URL により電子申請を行う。

（２）大津市電子申請サービスが利用できない場合の申請方法

市ホームページから登録申請書（様式１）をダウンロードし、必要事項を記入の上、地域医療政策課又はあんしん長寿相談所（和邇・堅田・比叡・中・膳所・南・瀬田）に FAX 等により提出する。

（３）登録申請の期間

随時登録申請を受け付ける。

（４）登録申請内容の確認及び登録の実施

電子申請にて登録申請された情報については、地域医療政策課が一括して確認を行う。

あんしん長寿相談所に FAX 等にて届いた登録申請書については、地域医療政策課あて送付し、地域医療政策課が登録を行う。

登録申請により受理した情報は、登録が正確に実施できているか最終確認の上、地域医療政策課で保管することとする。

6. 登録申請書の記載事項

（１）申請者情報

所属、氏名、職種、連絡先（電話・FAX 番号・メールアドレス）

（２）在宅医療・介護連携推進事業（多職種連携）協力可能な活動ブロック

志賀・北部・中北部・中部・中南部・南部・東部の７ブロックとするが、複数のブロックを登録することができる。

(3) 在宅医療・介護連携推進事業（多職種連携）協力事項

①市民啓発活動（ブロックごとの啓発活動）に関する事業の企画・立案への協力

(例) ブロック協議会への出席など

②市民啓発活動（ブロックごとの啓発活動）に関する事業の実施への協力

(例) 当日の運営補助

講演会における講師

啓発チラシの配布

③合同研修会の企画・立案への協力

(例) 拠点訪問看護ステーション（※）が実施する合同研修会の企画会議への出席

④合同研修会の実施への協力

(例) 拠点訪問看護ステーション（※）が実施する合同研修会の当日の運営補助

拠点訪問看護ステーション（※）が実施する合同研修会における講師

研修会チラシの配布

(※) 拠点訪問看護ステーションについて

合同研修会の実施を本市が委託している、次の3事業所

琵琶湖大橋病院訪問看護ステーション、ヴィーナス24訪問看護ステーション、JHC0 滋賀病院
附属訪問看護ステーション

7. 登録リストの提供について

協力者の「所属名・氏名・電話番号・メールアドレス・協力可能な事項」については、地域医療政策課においてリストを作成し、長寿福祉課及びあんしん長寿相談所、拠点訪問看護ステーションに提供を行うものとする。

その他の関係者に提供が必要となった場合は、地域医療政策課が登録者に提供可能な範囲について確認を行い、承諾を得た上で提供する。

8. 変更及び廃止等の届出について

(1) 変更の届出

登録事項について変更があった場合（軽微な変更があった場合は除く。）は、協力者は、以下の方法で、速やかに地域医療政策課に届出を行う。

①大津市電子申請サービスの利用による申請方法

地域医療政策課からメールにて送付又は市ホームページに掲載するチラシの二次元コードやURLにより登録変更の電子申請を行う。

②大津市電子申請サービスが利用できない場合の申請方法

市ホームページから登録変更・廃止申請書（様式２）をダウンロードし、必要事項を記入の上、地域医療政策課又はあんしん長寿相談所（和邇・堅田・比叡・中・膳所・南・瀬田）にFAX等により提出する。

（２）廃止の届出

登録期間中に、在宅医療・介護連携推進事業（多職種連携）協力可能な事項について、全ての協力が出来なくなった場合は、以下の方法で、速やかに地域医療政策課に届出を行う。

①大津市電子申請サービスの利用による申請方法

地域医療政策課からメールにて送付又は市ホームページに掲載するチラシの二次元コードやURLにより廃止の電子申請を行う。

②大津市電子申請サービスが利用できない場合の申請方法

市のホームページから登録変更・廃止申請書（様式２）をダウンロードし、必要事項を記入の上、地域医療政策課又はあんしん長寿相談所（和邇・堅田・比叡・中・膳所・南・瀬田）にFAX等により提出する。

９．協力者に対する報酬

ブロック協議会及びブロックにおける市民啓発活動に関する報酬について、無償とする。ブロックにおける合同研修会の報酬（研修会の講師謝礼に限る）については、拠点訪問看護ステーションが支払う。

１０．協力者に対する相談

地域医療政策課及び地域包括支援センター、拠点訪問看護ステーションは、登録を希望する者から登録や事業への協力等に関する相談があれば、随時対応する。その際には、在宅医療介護連携推進事業（多職種連携）の目的、実施方法や登録方法等について周知を行う。

１１．その他

本要領に定めのない事項については、在宅医療・介護連携推進事業全体会議（以下「全体会議」と記す。）において、協議の上決定することとし、記載事項についても、必要に応じて全体会議で適宜、見直すものとする。

１２．附則

この要領は、令和７年５月３０日から施行する。